



三重県公報

令和3年11月29日（月）

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
44	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	2
45	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	8
46	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	14
47	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(県 議 会)	16

公布された条例のあらまし

- ◎ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第44号）
 - 1 特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部令和4年4月1日）から施行することとしました。
- ◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第45号）
 - 1 人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月11日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部令和4年4月1日）から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）
 - 1 人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月11日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部令和4年4月1日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）
 - 1 一般職に属する職員の期末手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部令和4年4月1日）から施行することとしました。

条 例

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十一月二十九日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十四号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百五十七・五</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p>

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十二・五</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百五十七・五</u></p>

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百五十七・五</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百六十七・五</p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十二・五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百五十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百五十七・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p>

第六条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十二・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百五十七・五</u></p>

(識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正)

第七条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百五十七・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p>

第八条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十二・五</u></p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百五十七・五</u></p>

(公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正)

第九条 公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百五十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>

第十条 公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十二・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百六十二・五</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 <u>百分の百六十七・五</u></p> <p>二 十二月 <u>百分の百五十七・五</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第

十条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十一月二十九日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十七・五、十二月に支給する場合には百分の百十二・五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の九十二・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十七・五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p>

<p>4 再任用職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。</p> <p>5 〽 7 (略)</p>	<p>4 再任用職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>5 〽 7 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 〽 四 (略)</p> <p>3 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百十二・五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。)にあつては、六月に支給する場合においては百分の百七・五、十二月に支給する場合においては百分の九十二・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 〽 四 (略)</p> <p>3 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の五十</p>

<p>4 再任用職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。</p> <p>5 ～ 7 (略)</p>	<p>4 再任用職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。</p> <p>5 ～ 7 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p>

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十一」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十一」とあるのは「百分の百六十七・五」と、<u>「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</u></p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人</p>

<p>事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>	<p>事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p>
<p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>	<p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p>

第六條 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等) 第五條 (略)</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等) 第五條 (略)</p>
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七條の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七條の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与</p>

<p>条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十一」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。</p>	<p>条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、「百分の百十一・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>
<p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三條第二項中「百分の百二十一」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。</p>	<p>3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二條の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二條の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三條第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、「百分の百十一・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十一月二十九日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十六号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4〜6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。</p> <p>4〜6 (略)</p>

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその</p>

<p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十一・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十一月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十七号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百五十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十二・五、十二月に支給する場合においては百分</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合においては百分</p>

<p>の百六十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>の百五十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
